

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 センターは、理事長、副理事長及び常務理事には、次により報酬を支給することができる。

(1) 理事長 月額 50,000円までの範囲内

(2) 副理事長 月額 20,000円までの範囲内

(3) 常務理事 月額100,000円までの範囲内

2 前項の規定にかかわらず、職員が役員（常務理事をいう。）を兼ねている場合は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 報酬月額は、前条に定める金額の範囲内とし、各事業年度に係る収支予算書で理事会の承認を得て決定する。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年6月7日 平成25年度定時総会で制定)